

	九運達第 19 号	平成 18 年	3 月 14 日
改正	九運達第 12 号	平成 20 年	10 月 27 日
改正	九運達第 3 号	平成 23 年	5 月 9 日
改正	九運達第 2 号	令和 2 年	5 月 19 日
改正	九運達第 1 号	令和 6 年	5 月 27 日
改正	九運達第 7 号	令和 7 年	4 月 9 日
改正	九運達第 1 号	令和 8 年	4 月 1 日

自動車整備事業者に対する行政処分等の基準を次のとおり定める。

九州運輸局長

自動車整備事業者に対する行政処分等の基準

1 通則

(1) 自動車特定整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類は、全ての事業場の事業の停止命令、全ての事業場の認証の取消し、違反行為に係る事業場（以下「違反事業場」という。）の事業の停止命令、違反事業場の認証の取消し及び改善命令とする。

指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、全ての事業場の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、全ての事業場の指定の取消し、違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令、違反事業場の指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。

優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。

なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数については、認証事業者、指定事業者及び優良認定事業者の別毎に別途定める。

(3) 九州運輸局に「自動車整備事業関係行政処分審査委員会」（以下「行政処分審査委員会」という。）を設け、必要に応じ議に付すことにより、行政処分等の量の加重等の取扱いを決定することができるものとする。

2 違反点数の取扱い

(1) 事業場の違反点数について

① 事業者監査等の際に確認された違反事項については、認証事業者、指定事業者又は優良認定事業者の別毎に、1(2)により定める違反点数を付し、それらを合計した点数（以下「合計点数」という。）を算出するものとする。

② 1(2)により定める違反事項に該当しない違反事項にあつては、類似事項の

点数を勘案のうえ、違反点数を決定するものとする。

- ③ 過去1年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。

また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。

なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。

- ④ 3(3)、4(3)、及び5の行政処分並びに文書警告であつて、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。

ア 違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能な場合。

イ 過去5年間に行政処分等（口頭注意を除く。以下同じ。）を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。

(2) 事業者の累積点数について

- ① 2(1)の合計点数は、認証事業者及び指定事業者の別毎に運輸支局単位で累計し、当該事業者に係る違反点数（以下「累積点数」という。）として管理するものとする。この場合において、認証の取消し及び指定の取消しについては、それぞれ180点及び360点を累積点数として繰り入れるものとする。

- ② ①による累計期間は、2年間とする。

なお、2(1)の合計点数が、認証事業者に関しては5点以下の場合、指定事業者に関しては9点以下の場合には、累積点数として計上しないものとする。

3 認証事業者の行政処分

(1) 全ての事業場の事業の停止命令

全ての事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 事業者について次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、10日間の事業の停止を命ずる。

ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を2回以上受けている場合

- ② ①以外の場合であつて、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(2) 全ての事業場の認証の取消し

全ての事業場の認証の取消しは、事業者について次のいずれにも該当すること

となった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

- ① 重大な違反行為（当該違反行為によって事故を引き起こしたものあるいは事故を引き起こすおそれの高いものをいう。以下同じ。）について、当該事業者による組織的悪質性が認められる場合
- ② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において認証の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の事業の停止命令

違反事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 違反事業場について、2(1)の合計点数が10点以上の場合、別表1に定めるところにより、違反事業場の事業の停止を命ずる。
- ② (4)の違反事業場の認証の取消し処分を行うときに、2(2)の累積点数が360点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。
- ③ ①において訪問特定整備等（自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（令和7年3月31日付国土交通省告示第25号）に規定する訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方をいう。以下同じ。）に係る違反を含む場合は、訪問特定整備等については、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から、①の事業の停止日数と同じ日数を引き続き訪問特定整備等の停止を命ずる。ただし、①の事業の停止日数が45日を超える場合においては、90日から①の事業の停止日数を差し引いた日数について、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から訪問特定整備等の停止を命ずる。

(4) 違反事業場の認証の取消し

違反事業場の認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

- ① 違反事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合
- ② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合
- ③ 事業の廃止を届け出なかった場合
- ④ 3台以上のペーパー車検（点検整備及び検査を全く実施せず保安基準適合証を交付することをいう。以下同じ。）を実施した場合
- ⑤ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ⑥ 5台以上の不適切な限定訪問特定整備（限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施することを含む。）を実施した場合
- ⑦ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合
- ⑧ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合
- ⑨ 法第93条第3号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）

- ⑩ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合
- ⑪ 3台以上のペーパー車検を要求、依頼若しくは唆し又は幫助した場合
- ⑫ 5台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合又は5台以上について法第94条の5第1項の整備として訪問特定整備を実施した場合（これらの保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。）若しくは、これらの手続きを依頼等した場合

(5) 改善命令

6(1)の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。

4 指定事業者の行政処分

(1) 全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令

全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、10日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。
 - ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合
 - イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を2回以上受けている場合
- ② ①以外の場合であって、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。
- ③ 3(1)の事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

(2) 全ての事業場の指定の取消し

全ての事業場の指定の取消しは、次のいずれにも該当することとなった場合に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

- ① 重大な違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合
- ② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において指定の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令

保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が20点以上の場合は、別表2に定めるところにより、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。
- ② 事業場の指定の取消し処分を行うときに、2(2)の累積点数が720点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

- ③ 事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

(4) 違反事業場の指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

- ① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が360点以上となった場合
- ② 虚偽の指定申請又は変更届出を行った場合
- ③ 5台以上の不正改造自動車に保安基準適合証等を交付した場合
- ④ ペーパー車検を実施した場合
- ⑤ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ⑥ 指定の廃止を届け出なかった場合
- ⑦ 法第94条の3第2項に基づく是正命令に従わなかった場合
- ⑧ 法第94条の8に基づく保安基準適合証等の交付の停止命令に従わなかった場合
- ⑨ 法第94条の4第4項に基づく自動車検査員の解任命令に従わなかった場合
- ⑩ 法第94条の8第1項第2号（法第93条第2号に該当する場合を除く。）に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号口に該当する場合を除く。）
- ⑪ 法第94条の8第1項第4号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号口に該当する場合を除く。）
- ⑫ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

(5) 自動車検査員の解任命令

自動車検査員の解任命令は、原則として、自動車検査員が次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 保安基準に適合するかどうかの検査を行わないで保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ② 保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ③ 登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でないにもかかわらず、保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ④ 自動車検査証に記載された事項と相違するにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ⑤ 不正改造を実施した場合
- ⑥ 過去2年以内に文書警告に該当する法令違反を行い、再度、行政処分等（口頭注意を除く。）に該当する法令違反を行った場合

(6) 是正命令

6(1)の改善報告を求めた後、事業場の設備、技術及び管理組織に係る部分が改善されていない場合には、是正命令を行うものとする。

5 優良認定事業者の行政処分

優良認定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が90点以上となった場合
- ② 虚偽の認定申請又は変更届出を行った場合
- ③ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ④ 認証又は指定が取り消された場合（車体整備作業（一種）の認定を受けた工場以外の特種整備工場を除く。）
- ⑤ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

6 その他

(1) 改善報告

行政処分等（認証、指定又は優良認定の取消し、自動車検査員の解任命令及び口頭注意を除く。）を行った場合には、併せて改善報告の提出を求めるとともに、事業者監査等により事業場における改善状況の確認を行うものとする。

(2) 行政処分の公表

道路運送車両法第103条の規定に基づく聴聞結果による同法第93条、第94条第4項、第94条の4第4項又は第94条の8第1項の規定による処分及び同法第92条又は第94条の3第2項の規定による処分に関しては、名あて人となるべき自動車整備事業者等の事業場等の所在地を管轄する地方運輸局及び運輸支局の掲示板に公示するとともに、国土交通省ホームページの「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」への掲載並びに広報資料の配布等により公表するものとする。

また、地方運輸局等は、OBD検査（OBD確認を含む）実施事業者に対し行政処分等を行い、利用者登録の停止等の措置が必要な場合は、独立行政法人自動車技術総合機構へその旨を情報提供すること。

(3) 公表方法

事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。

① 公表する行政処分

- ア 自動車特定整備事業の認証の取消し
- イ 自動車特定整備事業の停止
- ウ 指定自動車整備事業の指定の取消し

- エ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止
 - オ 自動車検査員の解任命令
 - カ 優良自動車整備事業者の認定の取消し
 - キ 事業改善命令
 - ク 是正命令措置
- ②公表する内容
- ア 処分年月日
 - イ 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで）
 - ウ 事業者の法人番号（個人を除く。）
 - エ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで）
 - オ 行政処分の種類
 - カ 主な違反条項
 - キ 違反行為の概要
- ③公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間
- ア 公示
 - i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）
 - ii 停止処分にあつては、停止処分期間
 - イ 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載
行政処分年月日より5年間

(4) 地方運輸局間における情報提供

九州運輸局は、(2)により公表等を行った処分の概要等を別紙により本省へ電子メールで報告するとともに、他の地方運輸局にも電子メールで情報を提供すること。

附則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に行われた違反事実の取扱いは、なお従前の例によるものとする。ただし、この場合であっても事業場の合計点数に対する行政処分等の量定に限り、この基準を適用する。

附則（平成20年10月27日九運達第12号）

- 1 この基準は、平成20年11月4日から施行する。ただし、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）第2条による改正前の道路運送車両法の規定に基づく一時抹消登録証明書に係る場合にあつては、なお従前の例による。

附則（平成23年3月25日付け九運達第3号）

- 1 この基準は、平成23年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。
- 2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和2年5月19日付け九運達第2号）

- 1 この基準は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、3(2)⑨にあっては、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この基準が適用される前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和6年5月27日付け 九運達第1号）

- 1 この基準は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。
- 2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和7年4月9日付け 九運達第7号）

- 1 この基準は、令和7年6月30日以降に行われた違反行為に適用する。
- 2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和8年4月1日付け 九運達第1号）

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に行われた違反事実の取扱いは、なお従前の例によるものとする。
ただし、2(1)④に限り令和7年6月30日から令和8年3月31日の間に行われた違反についても、この基準を適用する。

行政処分整備事業者の概況等

運輸局

事業場の 名称及び住所	認証番号 及び年月日	業態別			監査		処分内容			違反条文		
	指定番号 及び年月日	専 業	デ ィ ー ラ ー	組 合	計 画	特 別	年 月 日	区 分				
								指 定	認 証			
	認証番号 年 月 日						処 分 年 月 日 (決 裁 日) 解 任 年 月 日 聴 聞 年 月 日	取 消	取 消			
	指定番号 年 月 日							停 止 日	停 止 日			
								解 任 人	解 任 人			
								是 正	改 善			

1. 監査の動機及びその内容

3. 違反発見の概要

2. 違反の概要

4. 違反点数

5. その他(参考事項)

別表 1

事業停止の日数

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
10～19	10	100～109	55
20～29	15	110～119	60
30～39	20	120～129	65
40～49	25	130～139	70
50～59	30	140～149	75
60～69	35	150～159	80
70～79	40	160～169	85
80～89	45	170～179	90
90～99	50		

別表 2

保安基準適合証等交付停止の日数

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
20～29	15	190～199	100
30～39	20	200～209	105
40～49	25	210～219	110
50～59	30	220～229	115
60～69	35	230～239	120
70～79	40	240～249	125
80～89	45	250～259	130
90～99	50	260～269	135
100～109	55	270～279	140
110～119	60	280～289	145
120～129	65	290～299	150
130～139	70	300～309	155
140～149	75	310～319	160
150～159	80	320～329	165
160～169	85	330～339	170
170～179	90	340～349	175
180～189	95	350～359	180

	平成18年3月14日	九運技整第480号
改正	平成20年4月24日	九運技整第52号
改正	平成23年5月9日	九運技整第45号
改正	平成28年4月1日	九運技整第839号
改正	令和2年5月19日	九運技整第93号
改正	令和6年5月27日	九運技整第102号
改正	令和7年4月9日	九運技整第11号

自動車整備事業者に対する行政処分等の実施細則

1 用語の定義

この細則で用いる用語については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準」（平成18年3月14日付け九運技整第19号）に定めるところによるものとする。

2 「1 通則」関係

- (1) 「1 通則」(1)の認証事業者の事業の停止命令又は認証の取消しを行うときは、別添1（認証の事業の停止命令の例）又は別添2（認証の取消しの例）を参考とするものとする。訪問特定整備等の違反を伴う認証事業者の事業の停止命令を行うときは別添17（訪問特定整備等の違反を伴う認証の停止命令の例）を参考とするものとする。
また、文書警告又は改善命令を行うときは、別添3（認証の警告書の例）又は別添4（改善命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、改善命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、認証の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。
- (2) 「1 通則」(1)の保安基準適合証等の交付の停止命令又は指定の取消しを行うときは、別添5（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止命令の例）又は別添6（指定の取消しの例）を参考とするものとする。また、指定事業者の文書警告又は是正命令を行うときは、別添7（指定の警告書の例）又は別添8（是正命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、是正命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、指定の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。
- (3) 「1 通則」(1)の自動車検査員の文書警告又は解任命令を行うときは、別添9（検査員の警告書の例）又は別添10（解任命令書の例）を参考とするものとする。
- (4) 「1 通則」(1)の優良認定事業者の文書警告又は優良認定の取消しを行うときは、別添11（優良認定の警告書の例）又は別添12（優良認定の取消しの例）を参考とするものとする。
- (5) 運輸支局管内全ての事業場について、事業の停止命令又は保安基準適合証等の交付の停止命令を行うときは、別添13（認証の全事業場の停止命令の例）又は

別添14（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例）を参考とするものとする。

- (6) 前記(1)～(5)による行政処分等の別添様式について、複数の処分内容を含む場合は、別添15又は別添16を参考とし、1枚の処分書等にとりまとめることができるものとする。
- (7) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告の別については、次表のとおりとする。なお、九州運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けていない場合には、運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。

事業の種類	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の別		
	認証事業者	1点～5点 (事業場の設備及び従業員等に 係る違反がない場合に限る。)	1点～5点 (左欄以外の場合)
口頭注意		九州運輸局長による文書警告	
指定事業者	1点～9点 (事業場の設備、技術及び管理 組織に係る違反がない場合に限る。)	1点～9点 (左欄以外の場合)	10点～19点
	口頭注意		九州運輸局長による文書警告
優良認定事業者	1点～9点 (事業場の設備、技術及び管理 組織に係る違反がない場合に限る。)	1点～9点 (左欄以外の場合)	10点～89点
	口頭注意		九州運輸局長による文書警告

- (8) 「1 通則」(1)の口頭注意は、事業者監査において、監査担当者から整備事業者に対して行うこととする。
- (9) 「1 通則」(2)の行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数は、認証事業者については別表1に、指定事業者については別表2に、優良認定事業者については別表3に定める。
- (10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。
- ① 法令違反の内容について社会的影響等が大きい場合には、違反点数の合計を2倍に加重することができるものとする。
 - ② 前号のほか、行政処分等を行おうとする違反事項について、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(3)の適用に関し、その取扱い（違反点数に係る変更を除く。）を決定することができるものとする。
- (11) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに物流・自動車局自動車整備課あて報告す

るものとする。

- (12) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会は、自動車技術安全部長、自動車技術安全部次長、担当課職員等により地方運輸局の組織（体制）に応じて構成するものとし、その設置要領については地方運輸局において作成するものとする。

3 「2 違反点数の取扱い」関係

- (1) 「2 違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 「3 認証事業者の行政処分」(3)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

② 「4 指定事業者の行政処分」(3)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

③ 認証又は指定の取消し（廃止）があったときは、当該事業場に係る累積点数は、①及び②により消滅するときまで、又は、違反事実を確認した最終監査日から2年を経過するときまで、当該事業者に累計するものとする。

④ 認証事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人は、相続、合併又は分割前の事業場の累積点数（認証事業者に係るものに限る。）を承継するものとする。

⑤ 認証事業者が事業を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人の事業場の累積点数（認証事業者に係るものに限る。）を承継するものとする。

- (2) 「2 違反点数の取扱い」(1)①の違反点数の適用に当たっては、別表1～3に関し、以下のとおり取り扱うこととする。

① 違反事項について、該当する具体的違反事例が複数あるときは、そのうちの最も違反点数の高いものを適用する。

② 備考欄に記載のある場合は、①にかかわらず、備考欄を適用する。

- (3) 「2 違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4 「3 認証事業者の行政処分」関係

- (1) 「3 認証事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、複数の事業場を持つ事業者の内部組織である経営管理部門、人事部門、サービス部門または整備統括管理部門の責任者若しくは責任者を補佐する者であって、かつ、複数事業場に指示できる立場の者が違反行為を意図的に指示していた場合、違反行為を行う蓋然性を認識しながら違反行為を生じさせるような指示をしていた場合、違反行為若しくはこれを証するものを隠蔽していた場合、違反行為を繰り返し行っていた場合又は違反行為を知りながら黙認していた場合をいう。

- (2) 「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、拘禁刑又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されるこ

とや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

5 「4 指定事業者の行政処分」関係

(1) 「4 指定事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、4 (1)と同様とする。

(2) (1) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4 (2)と同様とする。

なお、以下の場合も含むものとする。

① 点検整備及び検査を実施せず（一部未実施を含む。）に保安基準適合証を交付した自動車が当該未実施に起因する事故を起こした場合

② 保安基準不適合状態のまま保安基準適合証を交付した自動車が保安基準不適合状態に起因する事故を起こした場合

(3) 「4 指定事業者の行政処分」(5)については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「4 指定事業者の行政処分」(5)⑥及び別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。

なお、2 (7)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。

① 「4 指定事業者の行政処分」(5)①～⑤に該当する場合（不正改造車2台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び2台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であって、過去2年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。

② 違反内容が検査の一部未実施（検査機器の許容能力を超える自動車を当該検査機器で検査した場合又は、審査事務規定と異なる方法で検査を行い保安基準適合性の判定ができていない場合を含む。）であって、過去2年以内に同種法令違反がなかったとき。

(4) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。

(5) 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められ、かつ、自動車検査員が「4 指定事業者の行政処分」(5)②～④に該当する場合において、当該自動車検査員が行った違反行為を自主申告することにより、当該事業者の法令違反の解明に寄与し、かつ、当該自動車検査員の悪質性が低いと認められる場合は、当該自動車検査員に対し解任命令に代わり文書警告とすることができるものとする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合はこの限りではない。

6 「6 その他」関係

改善報告は、事業者に対して、改善状況について処分終了日から1ヶ月以内に報告するよう指導するものとする。

附則（平成20年5月15日付け九運技整第52号）

1. この実施細則は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。

ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。

(1) 第2項第7号の改正規定

(2) 第5項第1号の改正規定

(3) 第5項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする改正規定

(4) 別表1

① 法29条を加える改正規定

② 法90条の改正規定

③ 法91条-1項の改正規定

④ 法91条-3項の改正規定

⑤ 法91条の3〔則第62条の2の2-1項-4〕の改正規定（備考欄に係るものを除く。）

⑥ 法91条の3〔則第62条の2の2-1項-7〕に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定

⑦ 法91条の3〔則第62条の2の2-1項-9〕を加える改正規定

⑧ 法94条の5の改正規定

⑨ 法99条の2の改正規定

⑩ 法第100条を改め、同条を「法100条-2項」とし、同項の前に「法100条-1項」を加える改正規定

(5) 別表2

① 法94条の3-1項〔優良規則5条及び6条〕に「⑨法令の規定を遵守する体制でない」を加える改正規定

② 法94条の3-1項〔指定規則2条〕を加える改正規定

③ 法94条の5-1項の改正規定（違反事項欄が「適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵」に限る。）

④ 法94条の5の2-1項の改正規定

⑤ 法94条の6-1項の改正規定

⑥ 法94条の6-2項の改正規定

⑦ 法94条の8-1項の改正規定（具体的違反事例欄が「②自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証交付」に限る。）

⑧ 法第100条を改め、同条を「法100条-2項」とし、同項の前に「法100条-1項」を加える改正規定

(6) 別表3

① 法94条-4項〔優良規則7条-2号〕に「⑨法令を遵守する体制でない」を加える改正規定

② 法第100条を改め、同条を「法100条-2項」とし、同項の前に「法100条-1項」を加える改正規定

2. この実施細則の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例とする。

附則（平成23年5月9日付け九運技整第45号）

1. この実施細則は、平成23年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお、従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月1日付け九運技整第839号）

本改正規定は平成28年4月1日から施行する。

附則（令和2年5月19日付け九運技整第93号）

1. この通達は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表1中、違反条項欄「則第62条の2の2-1項-9」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第94条の5」に掲げる処分については、令和2年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお、従前の例によるものとする。

附則（令和7年4月9日付け 九運技整第11号）

1. この通達は、令和7年6月30日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点／台
法第31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
法第79条	・虚偽の認証申請	・虚偽の認証申請	取消	
法第81条-1項	・変更の未届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	3点 取消	注1-1
-2項	・廃止の未届出	・廃止届出の未提出	取消	
法第82条-2項	・相続等の未届出	・相続等の届出の未提出	3点	
法第83条-2項	・譲渡の未届出	・事業の譲渡の届出の未提出	3点	
法第89条	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点	
法第90条	・特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10点／台 15点／台	・指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む ・事故を惹起した場合には30点／台
法第91条-1項	・特定整備記録簿の備付け ・記載違反	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②故意以外による特定整備記録簿の記載なし ③故意による特定整備記録簿の記載なし ④特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤故意以外により特	15点 3点 6点 1点 3点	・指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む ③不正改造状態の場合は15点 注1-2

		定整備記録簿を備え付けていない ⑥故意により特定整備記録簿を備え付けていない	6点	
-2項	・特定整備記録簿の交付義務違反	①故意以外により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない ②故意により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない	3点 6点	注1-2
-3項	・特定整備記録簿の保存義務違反	①故意以外により特定整備記録簿を2年間保存していない ②故意により特定整備記録簿を2年間保存していない	3点 6点	不正改造状態の場合は10点 注1-2
法第91条の2[則第57条]	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員が認証基準の要件を満たしていない	6点 6点	①次に掲げる作業を含む。 ・電子制御装置点検整備作業場の共用設備の管理体制の不備(管理者、距離、能力、契約及び車両置場の附置) ・離れた作業場の保守管理不備
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-1]	・料金表の掲示、掲載違反	①料金表を掲示・掲載せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示・掲載していない	5点 1点	
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-2]	・概算見積書の未交付等	①整備内容及び必要性を説明していない ②概算見積書の未交付	3点 3点	
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-3]	・点検整備料金の過剰請求	①故意以外による点検整備料金の過剰請求 ②故意による点検整備料金の過剰請求	6点 12点	
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-4]	・不正改造	・不正改造を実施	15点／台	5台以上は取消し

法第99条の2				
法第91条の3[則第62条の2の2 -1項-5]	・整備技術情報に基づく電子制御装置整備の未実施	①整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備の未実施 ②整備技術情報を入力できる体制にない	5点 5点	①電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反を含む。
法第91条の3[則第62条の2の2 -1項-6]	・エーミング作業の不適切	①エーミング作業の未実施 ②エーミング作業に必要な措置が講じられていない	6点 6点	②離れた電子制御装置点検整備作業場への移動時における安全対策未実施を含む。
法第91条の3[則第62条の2の2 -1項-6の2]	・フロン類放出違反	・フロン類放出禁止違反	3点	
法第91条の3[則第62条の2の2 -1項-6の3]	・検査整備用電子情報処理組織の安全性確保違反	・検査整備用電子情報処理組織への接続に必要な識別符号の不正な使用	3点	次に掲げるものを含む ・識別符号を当該事業場以外の者に提供し使用させた場合 ・他の事業場の識別符号を使用し、OBD検査又はOBD確認を実施した場合
法第91条の3[則第62条の2の2 -1項-6の4]	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD検査及びOBD確認に係る不正なデータを送信した ②独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会において基準適合性審査を受けるまでにOBD検査又はOBD確認作業後にOBD検査に影響がある整備及び調整を実施又は依頼 ③自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対してOBD検査またはOBD確認を実施した場合	15点 5点 3点	事故を惹起した場合は30点/台 ①次に掲げるものを含む ・なりすまし行為により虚偽のデータを送信した場合 ・不適合状態のものを適合状態であるようにして虚偽のデータを送信した場合

		④事業場外でOBD検査又はOBD確認を実施した場合	3点	
法第91条の3[則第62条の2の2 -1項-7]	・整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	10点 10点 5点	
法第91条の3[則第62条の2の2 -1項-8]	・整備主任者研修の未受講	・整備主任者研修の未受講	3点	
法第91条の3[則第62条の2の2 -1項-9]	・訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反	①認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施 ②一定の期間を超えて訪問特定整備等を実施 ③作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施 ④法第94条の5-1項の整備として訪問特定整備を実施 ⑤限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施	15点 15点 15点 15点／台 15点／台	①次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施（訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施） ④・5台以上は取消 ・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。 ⑤・5台以上は取消 ・法第48条-1項の点検又は法第94条の5-1項の整備として実施したものを含む ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施（限定訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）を含む

⑥訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出	6点	
⑦訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出	15点	
⑧作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備等を実施	15点	
⑨訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備	15点	⑨次に掲げるものを含む。 ・訪問特定整備等管理者がいない ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務
⑩訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施	6点	注1-3
⑪訪問特定整備等教育記録を2年間保存していない	6点	⑪訪問特定整備等教育記録を作成していない場合も含む 注1-3
⑫訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない	15点	
⑬訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない	6点	⑬自ら管理するウェブサイト証票を掲載していないことを含む
⑭訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切	10点	
⑮訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない	2点	
⑯訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示	6点	
⑰作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点	
⑱作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点	
⑲実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した	15点	
⑳実施した訪問特定	15点	注1-4

		<p>整備等に係る電磁的記録を作成しなかった</p> <p>①実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り</p> <p>②実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない</p> <p>③訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った</p> <p>④訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない</p>	<p>2点</p> <p>12点</p> <p>15点</p> <p>15点</p>	<p>注1-4</p> <p>③訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。</p>
<p>法第91条の3[則第62条の2の2 -1項-10]</p>	<p>・違反行為の要求、依頼等</p>	<p>・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助</p>	<p>3点</p>	<p>次に掲げる者を含む。</p> <p>・構内外注の契約等が交わされていない(6点とする)</p> <p>・認証を受けていない事業者に対する特定整備の外注</p> <p>・不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合には15点/第(5第以上は取消し)</p> <p>・ペーパー車検を実施若しくは依頼等した場合には25点/台(3台以上は取消し)</p>
<p>法第91条の3[則第62条の2の2 -2項]</p>	<p>・整備主任者の未届出、変更未届出</p>	<p>①整備主任者の届出、変更届出未提出</p> <p>②虚偽の届出、変更届出</p>	<p>3点</p> <p>10点</p>	
<p>法第92条</p>	<p>・改善命令違反</p>	<p>・法第92条に基づく命令に従わず</p>	<p>取消</p>	
<p>法第93条-1号</p>	<p>・事業の停止命令違反</p>	<p>・事業の停止命令に従わず</p>	<p>取消</p>	
<p>-2号</p>	<p>・業務の範囲の限定違反</p>	<p>①対象とする自動車の種類以外を特定整備</p>	<p>5点</p>	<p>①訪問特定整備等の場合は10点</p>

		備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	5点	②訪問特定整備等の場合は10点
	・認証条件違反	・認証の条件違反	5点	
-3号	・欠格事項	・法第80条第1項第2号イ、ハ又はニに該当（但し、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当した場合を除く。）	取消	
法第94条の5	・適合証等の不正交付	①ペーパー車検 ②不正改造状態での車検手続	15点／台 15点／台	・保安基準適合証を交付し車検手続を行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。 ①3台以上は取消し ②5台以上は取消し
法第100条-1項	・報告違反等	・報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	30点	
-2項	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む。）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	30点	

注1-1: 変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。

注1-2: 「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

注1-3 「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を2年間保存していない」の項目については、両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

注1-4 「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」及び「訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当した場合、「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」のみの違反点数を適用する。

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項	・虚偽の指定申請	・虚偽の指定申請	取消	
-3項 [指定規則第3条]	・検査設備の共同使用要件違反	①検査設備の管理責任者が明確でない ②共用設備の管理規程が明確でない ③共用先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた ④共用設備の能力に余裕がない ⑤共用使用契約が明確でない ⑥共用設備に対応した車両置場が附置されていない	3点 3点 3点 3点 3点 3点	
法第94条の3-1項[優良規則第5条及び第6条] -1号	・検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制にない	3点	注2-1
-2号		②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注2-1
-3号		③必要な施設が備えられていない	3点	注2-1
-4号		④完成品に恒常性を有していない	3点	注2-1
-5号		⑤主任技術者を有していない	3点	注2-1
-6号		⑥工員が不足している	3点	注2-1
-7号		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注2-1
-8号		⑧健全な経営でない	3点	注2-1
-9号		⑨法令の規定を遵守する体制でない	3点	注2-1
[指定規則第2条]		・検査の設備が備えられていない	3点	注2-1

-2項	・是正命令違反	・是正命令に従わない	取消	
法第94条の4 -1項 [指定規則第4条]	・検査員の選任違反	・検査員がいない	20点	
-2項 [指定規則第4条の2 -1項] -2項]	・検査員の兼任要件違反	①検査員を他の事業者に兼任させていた ②兼任先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた ③兼任に係る事業場の検査業務処理に支障が生じていた	20点 3点 3点	
-3項 [指定規則第5条 -3項]	・検査員の未届出、変更未届出	①虚偽の届出、変更届出 ②検査員の届出、変更届出未提出	20点 9点	
-4項	・解任命令違反	・解任命令に従わない	取消	
法第94条の5 -1項	・適合証等の不正交付（記載・証明不適切）	①検査員の証明を虚偽の記載（法第94条の5第2項に基づく電磁的方法により登録情報処理機関に提供することを含む。この項において「電磁的方法による提供」という。）した ②適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽の記載し、適合証を交付した ③検査員の証明がない（選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む）のに適合証を交付した	45点／台 30点／台 20点／台	記載誤りは3点（電磁的方法による提供を除く） 記載誤りは3点（電磁的方法による提供を除く）
	（保安基準不適合）	①不正改造状態で適合証を交付した	45点／台	5台以上は取消し 注2-4 注2-5
		②故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した	30点／台	注2-4

	③故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した	30点×違反台数に応じた表1の係数	注2-4 注2-5
	④保安基準不適合状態となるおそれがある状態で適合証を交付した	10点／台	
(点検・整備・検査不適切)	①ペーパー車検を実施した	取消	
	②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	45点／台	注2-1
	③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した	10点／台	電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注2-1 注2-5
	④検査を全て実施せず適合証を交付した	45点／台	注2-1
	⑤故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した	10点／台	注2-1 注2-6
	⑥故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した	10点×違反台数に応じた表2の係数	注2-1 注2-5 注2-6
	⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証を交付した	30点／台	事故を惹起した場合は45点／台 注2-1
	⑧OBD検査をOBD確認モードで実施し適合証を交付した	3点	
・適合証の交付請求	・依頼者へ適合証を交付せず	10点／台	
・適合証交付自動車の点検	①適合証交付自動車に点検整備上又は検査上	30点／台	事故を惹起した場合には45点／台

	整備又は検査上の瑕疵	の瑕疵があった		注2-1 注2-5
		②同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	20点 / 台	注2-1 注2-4 注2-5 注2-7
	・臨時検査を受けずに適合証を交付	・臨時検査を受けるべき自動車に適合証を交付した	20点 / 台	
-4項	・検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した(検査の一部未実施を含む。)	—	解任命令 注2-6
		②検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した	—	解任命令
		③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した(②を除く。)	—	解任命令
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証に証明した	—	解任命令
-5項	・同一性違反	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	—	解任命令 注2-7
-6項	・保安基準適合標章の有効期間	・適合標章の有効期間を記載誤りした	3点 / 台	虚偽記載は30点 / 台
法第94条の5の2	・限定適合証の不正交付(記載・証明不適切)	①検査員の証明を虚偽記載した	45点 / 台	記載誤りは3点
-1項		②限定適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、限定適合証を交付した	30点 / 台	記載誤りは3点
		③検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む。)のに限定適合証を交付した	20点 / 台	

	(保安基準不適合)	・保安基準不適合状態で限定適合証を交付した	45点 / 台	不正改造状態5台以上は取消し 注2-5
	(点検・整備・検査不適切)	①整備の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10点 / 台	電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注2-1 注2-5
		②検査の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10点 / 台	注2-1 注2-5 注2-6
		③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し限定適合証を交付した	30点 / 台	事故を惹起した場合は45点 / 台 注2-1
		④OBD検査をOBD確認モードで実施し限定適合証を交付した	3点	
	・限定適合証の交付請求	・依頼者へ限定適合証を交付せず	10点 / 台	
	・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵	・限定適合証交付自動車に整備上又は検査上の瑕疵があった	30点 / 台	事故を惹起した場合には45点 / 台 注2-5
-3項	・臨時検査を受けずに限定適合証を交付	・臨時検査を受けべき自動車に限定適合証を交付した	20点 / 台	
	・検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず限定適合証に証明した(検査の一部未実施を含む。)	—	解任命令
		②検査員が不正改造状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した	—	解任命令
		③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した(②を除く。)	—	解任命令

		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し限定適合証に証明した	—	解任命令
法第94条の6	・指定整備記録簿の備付・記載違反	①指定整備記録簿を備え付けていない ②指定整備記録簿の虚偽記載 ③指定整備記録簿の記載なし ④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤指定規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載	3点 30点 20点 3点 3点	不正改造状態の場合は30点 注2-2 ④点検及び整備の概要欄の大部分に漏れがある場合は5点
	-2項	・指定整備記録簿の保存義務違反	20点	不正改造状態の場合は30点 注2-2
法第94条の8	・適合証交付停止命令違反	・適合証交付停止命令に従わない	取消	
	-1項 -1号			
	-2号	・法第94条の8第1項第2号(法第93条第2号に該当する場合を除く。)に該当(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号口に該当する場合を除く。)	取消	
	-3号	・業務の範囲の限定違反 ①対象とする自動車の種類以外に適合証を交付した ②業務の範囲の自動車の種類以外に適合証を交付した ・指定条件違反 ・指定に附した条件に違反した	5点 / 台 5点 / 台 5点	
	-4号	・法第94条の8第1項第4号に該当(法人であって、その役員が法第94条の2第2項において準用する法第80条第1	取消	

		項第2号口に該当する 場合を除く。)		
-5号	・自賠責の確 認をせず適合 証交付	①適合証の交付日から 当該適合証により更新 される車検有効期間の 満了日までの期間のう ち一部の期間において 自賠責未加入状況にな るにもかかわらず適合 証を交付した ②自賠責保険証明書が 提示されていないにも かかわらず適合証交付 した	10点 / 台 10点	全部又は大部分の期間に おいて自賠責保険未加入 状況の場合は30点 / 台
法第94条の 9	・変更の届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	3点 取消	注2-3
	・廃止の届出	・廃止届出の未提出	取消	
	・標識の掲示 違反	・公衆の見易いように 標識を掲示していない	3点	
法第94条の 10 [指定規則 第7条 -2項]	・検査員の不正証明行為	・検査員が同一性の相 違する自動車にもかか わらず適合証に証明し た	—	解任命令 注2-7
[指定規則 第12条 -1項]	・検査機器の 校正	・検査機器の校正の一 部又は全てを実施せず	6点	
[指定規則 第12条 -2項]	・検査機器の 校正記録の保 存	・検査機器の校正記録 の一部又は全てを保存 せず	3点	
[指定規則 第14条]	・検査員研修	・検査員研修の未受講	3点	
法第99条の 2	・不正改造	①不正改造を実施(要 求し、依頼し若しくは唆 し又は幫助した場合を 含む。)	30点 / 台	5台以上は取消し
		②検査員が不正改造を 実施(要求し、依頼し若 しくは唆し又は幫助した 場合を含む。)	—	解任命令
法第100条	・報告違反等	・報告徴収指示に対し	60点	

-1項		て報告せず、又は虚偽の報告を行った		
-2項	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避(正当な理由なく対応しない場合を含む。)又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	60点	

注2-1:同一違反事項中に異なる具体的違反事例があった場合、併科する。

注2-2:「記録簿の記載なし」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

注2-3:変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。

注2-4:同一自動車について、一つの違反箇所が複数の具体的違反事例に該当した場合には、併科せず最大の違反点数を適用する。

注2-5:同一自動車について、当該具体的違反事例に係る「指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り」は、併科しない。

注2-6:「検査の一部未実施」については、検査機器の許容能力を超える自動車を当該検査機器で検査した場合又は、審査事務規程と異なる方法で検査を行い保安基準適合性の判定ができていない場合を含む。

注2-7:「同一性の相違する自動車」について、自動車検査証、登録識別等通知書(抹消登録証明書)、及び自動車検査証返納証明書の本通以外での書類で確認を行い、同一性の判定ができていない場合も含む。

表1

違反台数	1	2	3	4	5	6~10	11~15	16以上
係 数	1	2	3	4	5	6	8	10

表2

違反台数	係数	違反台数	係数	違反台数	係数	違反台数	係数
1 ~ 9	1	90 ~ 99	10	500~549	19	950~999	28
10~19	2	100~149	11	550~599	20	1000~	29
20~29	3	150~199	12	600~649	21		
30~39	4	200~249	13	650~699	22		
40~49	5	250~299	14	700~749	23		
50~59	6	300~349	15	750~799	24		
60~69	7	350~399	16	800~849	25		
70~79	8	400~449	17	850~899	26		
80~89	9	450~499	18	900~949	27		

別表3 優良自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
法第94条 -1項	・虚偽の認定申請	・虚偽の認定申請	取消	
-2項 [優良規則第8条]	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点	
法第94条 -4項 [優良規則第5条及び第6条] -1号	・検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制にない	3点	注3-2
-2号		②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注3-2
-3号		③必要な施設が備えられていない	3点	注3-2
-4号		④完成品に恒常性を有していない	3点	注3-2
-5号		⑤主任技術者を有していない	3点	注3-2
-6号		⑥工員が不足している	3点	注3-2
-7号		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注3-2
-8号		⑧健全な経営でない	3点	注3-2
-9号		⑨法令の規定を遵守する体制でない	3点	注3-2
[優良規則第7条 -1号]	・検査の設備等が基準不適合	①作業区分に係る作業内容に定める作業が実施できる体制にない	3点	注3-2

-2号		②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注3-2
		③必要な施設が備えられていない	3点	注3-2
		④完成品に恒常性を有していない	3点	注3-2
		⑤主任技術者を有していない	3点	注3-2
		⑥工員が不足している	3点	注3-2
		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注3-2
		⑧健全な経営でない	3点	注3-2
		⑨法令の規定を遵守する体制でない	3点	注3-2
	法第94条 -5項 [優良規則 第9条]	・変更の未届出	①変更届出の未提出	3点
②虚偽の変更届出			取消	
法第99条の 2	・不正改造	・不正改造を実施(要求し、依頼し若しくは唆し又は幫助した場合を含む。)	15点/台	5台以上は取消し
法第100条 -1項	・報告違反等	・報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	60点	
	-2項 ・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避(正当な理由なく対応しない場合を含む。)又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	60点	

注3-1: 変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。

注3-2: 具体的違反事例が同一違反事項の場合、併科する。